



報道関係者 各位

令和3年2月17日
名取市生活経済部
クリーン対策課

令和3年2月13日福島県沖地震で発生した 災害ごみの処理について

令和3年2月13日の地震により発生した災害ごみの処理につきましては、以下のとおりとなります。

- ① 地震により破損したガラス、陶磁器（食器・花瓶等）、小型家電について
○通常どおり「月1回リサイクル」の収集日に出してください。
【分別区分】 ガラス…ガラスくず類
陶磁器（食器・花瓶等）…せともの類
小型家電…複合素材製品類
(コンテナに入る大きさのものに限ります。)
- ② 粗大ごみ（※家電4品目を含む）について
○「り災届出証明書」の交付を受けている方に限り、戸別収集を行います。
受付期間：令和3年2月17日（水）から令和3年2月26日（金）まで
(※土・日、祝日を除く)
手続方法
 - (1) 税務課にて「り災届出証明書」の交付を受けてください。
 - (2) クリーン対策課に戸別収集をお申込みください。(窓口または電話)
申込先：クリーン対策課クリーン対策係（市役所5階北側）
電話：022-724-7161
 - (3) 収集委託業者と日程調整の上、ご自宅に訪問し回収いたします。
(※回収時に「り災届出証明書」の提示をお願いします。)

※家庭から排出された粗大ごみが対象となります。

※「り災届出証明書」の「被害の状況」欄に記載のある品目で、お申込み時に伺った品目のみの回収となります。回収日当日の品目追加はできません。
また、今回の地震を起因としない粗大ごみは回収いたしません。

○処理をお急ぎの方は、岩沼東部環境センターへの自己搬入が可能です。その場合、事前にクリーン対策課でお手続きいただくことにより、処理手数料の減免を受けることができます。

- ③ 事業所から排出された災害ごみについて
○通常どおり、岩沼東部環境センターへの自己搬入または市の一般廃棄物収集運搬許可業者に処理依頼をお願いします。

【問い合わせ】

名取市生活経済部クリーン対策課クリーン対策係 鈴木 由佳（内線 591）

TEL：022-384-2111 FAX：022-384-3102

※不在の場合は折り返しご連絡いたします。